

受給者の給付減額を行う場合の理由要件の明確化

参考資料②

現行

○母体企業の経営状況の悪化

＜省令＞（※）

（審査基準）

- ・過去5年間程度のうち過半数の期において赤字
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が過半数

又は

○掛金額の大幅上昇により、母体企業の掛金拠出が困難

＜省令＞（※）

（審査基準）

- ・掛金増額が黒字の1割以上
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が全体の2割以上

改正案

○母体企業の掛金拠出が困難

＜省令＞（※）

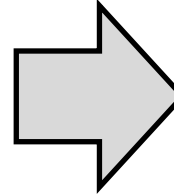
＜通知＞

次のアからウのいずれかに該当

ア 過去5年間程度のうち過半数の期において赤字

イ 掛金増額が黒字の1割以上

ウ 複数企業で企業年金を実施している場合、アに該当する企業が全体の5割以上又はイに該当する企業が全体の2割以上



※確定給付企業年金は省令、厚生年金基金は通達で規定

受給者減額時の希望者に対して支給する一時金の選択肢の拡大

見直し案

受給者減額時に希望者に対して支給する一時金は①の額となっているが、これに加えて、②又は③などの減額前の給付に相当する額として合理的に計算される額を一時金として支給する選択肢を設けることを認める。

- ① 減額前の年金額を長期金利(30年国債の5年平均利回り)で割り引いた額(最低積立基準額)
- ② 減額前の年金額の保証期間分を年金換算率で割り引いた額
- ③ 減額前の年金額を年金換算率で割り引いた額

(例) 退職金を年金原資として年金換算率4%で保証期間分を年金化、終身部分を企業負担で設けている企業年金

